

京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年12月13日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第12号

京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この規程は、令和元年12月14日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)